

# 「杉並子育て応援券」の見直しについて



- (1)22年度応援券見直しの背景
- (2)見直しに当たっての視点
- (3)見直しの概要
- (4)新応援券事業のポイント
- (5)新応援券事業の実施時期
- (6)新応援券事業の交付イメージ
- (7)今後のスケジュール(予定)

平成21年12月

杉並区 保健福祉部 子育て支援課

# (1)22年度応援券見直しの背景

## 1. 「子ども手当」の導入

国においては、平成22年度から、「子ども手当」（子ども1人当たり年額31万2千円。22年度は年額15万6千円）を支給し、子育て家庭に対する経済的支援を大幅に拡充する動きがあり、子育て家庭を取り巻く施策の環境が、応援券導入時から大きく変化しようとしている。

こうした中で、新たな施策の環境下での応援券事業の在り方について、改めて検討することが必要となっている。

## 2. 「子ども手当」の導入により応援券事業の見直しを検討する理由

次の理由から、「子ども手当」の導入に当たり、これに的確に対応した仕組みに応援券事業を見直すことについて、検討していくことが必要。

応援券事業は、「子ども手当」と同様に子育てにかかわる施策であり、また、子育て家庭に所定の金額のチケットを交付するもので、それにより子育て家庭が経済的利益を享受するという意味で機能が現金給付と共通している部分がある。

実態として、応援券が余っているからサービスに使用しているといった状況がある。

・有効期限直前にサービスをまとめて申し込んだり、簡単にキャンセルしたりする事例も見られる

一方、本年3月集計した一般区民へのアンケート調査結果では、「自己負担を導入すべき」との回答が62.4%となっており、多くの一般区民の方が、利用者が自己負担に基づいて真に必要なサービスを選択して利用すべきと考えている。

こうした中で、「子ども手当」の支給により、公費による子育て家庭に対する経済的支援が大幅に拡充されることとされており、応援券事業にかかわる公費の使い方に対する一般区民の見方も十分に考慮し、適正なサービス利用・利用者支援が図られる仕組みとしていく必要がある。

「子ども手当」の導入に当たり、使途が限定されていない「子ども手当」が子育てに有効に使われるようにする必要がある。

「子ども手当」の導入のほか、最近の保育需要の増大に対応するため、保育施設の整備などで、子育て支援施策全体の予算総額が増加していくことが見込まれる。

こうした情勢に対応する観点からも、施策全体の効率化が求められており、応援券事業についても、効果的な事業運営を行っていく必要性が高まっている。

### 3. 応援券事業の意義

区では、平成19年6月から、子育て支援サービスに用途を限定した6万円又は3万円のチケットを交付する応援券事業を実施。

応援券によってサービスの利用を誘導することで、子育て家庭を応援し「親の子育て力を高める」とともに、子育て家庭を応援する人を地域に増やし「地域の子育て力を高める」ことにより、子育てを応援する地域づくりを目指してきた。

事業の開始以後、子育て支援サービスを提供する地域の団体、事業者などが大きく増加しており、子育てを応援する地域づくりが進んでいる。

- ・ 登録事業者数 19年5月末131 21年10月末952

#### (参考) 利用者へのアンケート調査結果

- ・ 「応援券が子育てに役立っている」 83.9%
- ・ 「地域の様々な人と関わったり、外に出るきっかけになっている」 81.6%

## (2) 見直しに当たっての視点

「子ども手当」の導入に伴う応援券事業の見直しに当たっては、応援券事業の意義を十分に踏まえつつ、主として次のような視点から、「子ども手当」の導入に的確に対応した事業の在り方について検討していくこととする。

子育て支援サービスの整備が図られるようにする。

「子ども手当」が子育て支援サービスに有効に使われるようにする。

## (3) 見直しの概要

### 1 「子ども手当」からの口座振替による購入制の採用

「子ども手当」を原資として、「新応援券」を口座振替により「購入」する仕組みに移行する。

「新応援券」は、「子ども手当」の年3回の支払期に合わせて購入する。

「新応援券」には、公費による割増金（交付額の7割）を設定する。

### 2 新応援券の購入価格及び交付額・交付限度額

3千円で1万円分の「新応援券」を購入することを1単位とする。  
0～2歳児の場合、1回の購入につき2単位まで、年間で6単位（6万円分）までの購入を可能とする。

3～5歳児の場合、1回の購入につき1単位まで、年間で3単位（3万円分）までの購入を可能とする。

### 3 出生時の新応援券の無償交付

出生時に、1万円分の「新応援券」を無償交付する。

### 4 国家資格者による施術・民間療法の廃止

施術・民間療法は、対象サービスから除外する（23年4月廃止）。

ただし、子供に対する小児鍼・小児の健康相談については、対象サービスとして継続。

### 5 実施時期

新制度は、22年10月から実施。

現行応援券の22年度分は、22年9月までの分として、現行の半額の支給額で交付。



## (4) 新応援券事業のポイント

### ポイント 「子ども手当」とサービス利用を結び付ける 新たな仕組みへの移行

これまで、応援券によって子育て支援サービスの利用を誘導することで、サービスの整備を図ってきたところ。

そうした中で、「子ども手当」の導入により、応援券を「全廃」したり、「単純に縮減」（例えば、単純に支給額を1/2や1/3、あるいは1/6にすること）したりすることは、適切ではない。

#### 理由

応援券によってサービス利用を誘導することを止め、後は「子ども手当」から自由にサービスを選択すればいいということでは、サービスの整備が図られない。また、使途が限定されていない「子ども手当」をサービスに有効に使うということにもつながらない。

これまで、0～2歳児については6万円まで、3～5歳児については3万円まで行ってきたサービス利用の誘導の幅や、利用者がサービス利用の支援を受ける幅を、一律に全廃したり、縮減したりすることとなり、6万円まで又は3万円までのサービス利用の誘導や支援がとり得なくなる。

特に単純に縮減する場合は、サービス利用に対する「子ども手当」との役割分担(具体的に、どのサービスについては「子ども手当」に委ねるかなど)の考え方に基づいて、縮減後の応援券の支給額の設定と、それに相応しい対象サービスの仕分け・設定を行っていくことが必要となる。しかし、こうした役割分担やそれに基づく支給額・対象サービスの仕分け・設定を合理的に行うことができるのかという問題もある。

このため、「全廃」や「単純な縮減」ではなく、「子ども手当」の導入を踏まえた別の仕組みとして、「子ども手当」とサービス利用を結び付ける新たな仕組みを検討していくことが適當。

新たな仕組みにおいても、「サービス利用への誘導」を通じ、親の子育て力を高め、地域の子育て力を高めるという事業の目的は維持する。

## ポイント 制」の採用

# 「子ども手当」からの口座振替による「購入

「新応援券」の原資の中には、「子ども手当」が含まれるべき。

このため、利用者が、「子ども手当」を原資として、「新応援券」を「購入」する仕組みに移行する。

【参考】自己負担に対する一般区民のアンケート調査結果

「本当に必要なサービスを選択して利用してもらえよう、自己負担を導入すべき」62.4%

購入方法としては、一旦受領された「子ども手当」からの支出を効果的に誘導するため、

「子ども手当」の支払期（6月、10月、2月の年3回）と同時期に、「子ども手当」が振り込まれる銀行口座等からの口座振替により、購入することとする。

これにより、「子ども手当」を原資とする購入と、利用者の入金手続の負担軽減が図られる。

また、「子ども手当」からの「新応援券」の購入を促すため、「新応援券」には、公費による割増金（交付額の7割）を設定する。

ポイント

3千円で1万円分の「新応援券」を購入することを1単位とする仕組み

「子ども手当」の導入による増収分のうちの一部から無理なく「新応援券」を購入できるよう、「1単位3千円」から購入価格を設定する。

0～2歳児については、

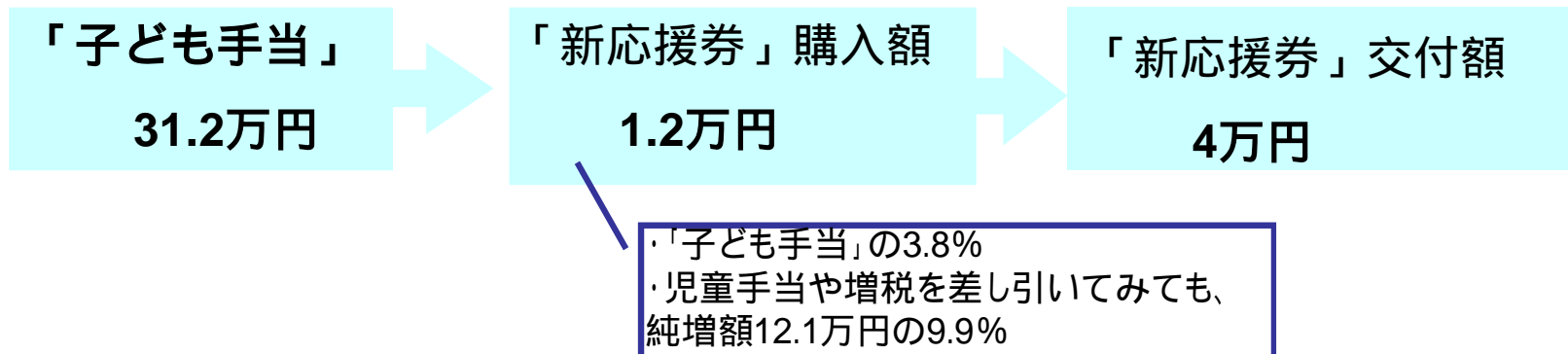
3千円で1万円分の「新応援券」を購入することを1単位として、  
1回の購入につき2単位までの購入を可能とし、  
年間で6単位（6万円分）までの購入を可能とする。

3～5歳児については、

3千円で1万円分の「新応援券」を購入することを1単位として、  
1回の購入につき1単位までの購入を可能とし、  
年間で3単位（3万円分）までの購入を可能とする。

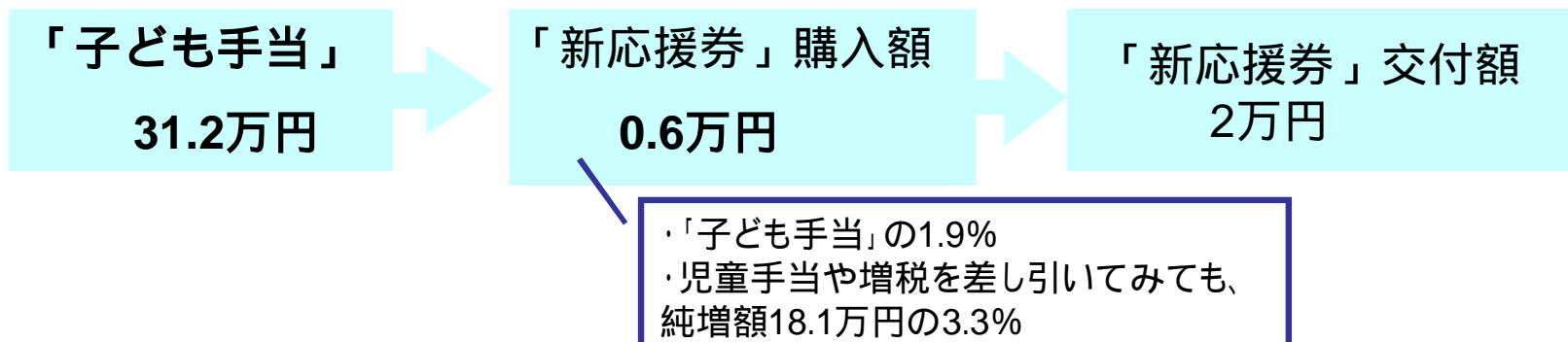
### <例 1>

0～2歳児の保護者が、平均的利用額である年間4万円分（4単位）の「新応援券」を購入する場合



### <例 2>

3～5歳児の保護者が、平均的利用額である年間2万円分（2単位）の「新応援券」を購入する場合



（注1）「純増額」は、主たる生計維持者の給与所得が500万円、共働きで子1人として算出。

（注2）所得税、住民税がかからない低所得者の場合、「新応援券」の購入額は、0～2歳児の場合は純増額19.2万円の6.3%、3～5歳児の場合は純増額25.2万円の2.4%。

## 【「新応援券」の交付限度額にかかわる論点】

「新応援券」の交付限度額は、0～2歳児6万円、3～5歳児3万円が妥当か。さらにサービス利用への誘導を推進する観点から、交付限度額を引き上げることは考えられるか。

**ポイント**  
**無償交付**

**出生時における1万円分の「新応援券」の**

親子リトミック、ベビーマッサージ、ひととき保育などの低年齢児に多く利用されているサービスは、多くの保護者が「応援券がなかったら利用しなかった」と回答。

**(参考)利用者(0~2歳児(未就園))へのアンケート調査結果**

	「利用したことがある」 の回答	「応援券がなかったら利用 しなかった」の回答
親子リトミック	2位(38.4%)	1位(16.8%)
ベビーマッサージ・母乳相談	4位(31.6%)	5位(14.7%)
ひととき保育	3位(34.3%)	10位(11.2%)

(注)上記の順位は、29種類のサービス中のもの。

現行の応援券の支給対象者と異なり、新制度実施後に出産した家庭は、応援券の利用経験がない。

最初から「新応援券」を任意に購入することによりサービスを利用することを期待するのではなく、

「新応援券」の支給対象となる最初の出生時に、サービスを試行的に利用できる機会を一律に付与し、サービス利用の効果について利用者の理解を得る

その上で、その後の「新応援券」を任意に購入することによるサービス利用をも促す

ことが、新制度が目指す「サービス利用への誘導」の実効性を高めるために必要。

また、「子ども手当」は出生時に直ちに支給されない。「新応援券」を購入して交付を受けるまでの待機期間が生ずる。

このため、出生時（0～2歳児の転入時も含む。）に、サービス利用のきっかけづくりとして、1万円分の「新応援券」を無償交付する。



## ポイント

# 対象サービスの見直し(国家資格者による 施術・民間療法の廃止)

新制度における対象サービスは、基本的には、現行の対象サービスと同様とし、現行と同様のサービスの整備を目指す。

一方、「子ども手当」の支給により公費による経済的支援が大幅に拡充される中で、国家資格者による施術・民間療法については、対象サービスとしていることへの一般区民の評価をも踏まえ、対象サービスから除外する。

(注) 22年4月から利用限度額を5千円から3千円に引き下げた後、23年4月から廃止。

(参考1) 自己負担を検討すべきサービスについての一般区民へのアンケート調査結果  
国家資格者による施術・民間療法 20.1%(1位)

(参考2) 国家資格者による施術・民間療法の利用額のサービス全体に占める割合が高くなっており(20年度で全体の2割超)、21年度においても利用額がさらに増加すると見込まれる。

ただし、子供に対するサービスである小児鍼・小児の健康相談は、対象サービスとして継続。

## (5) 新応援券事業の実施時期

新制度は、22年10月から実施。

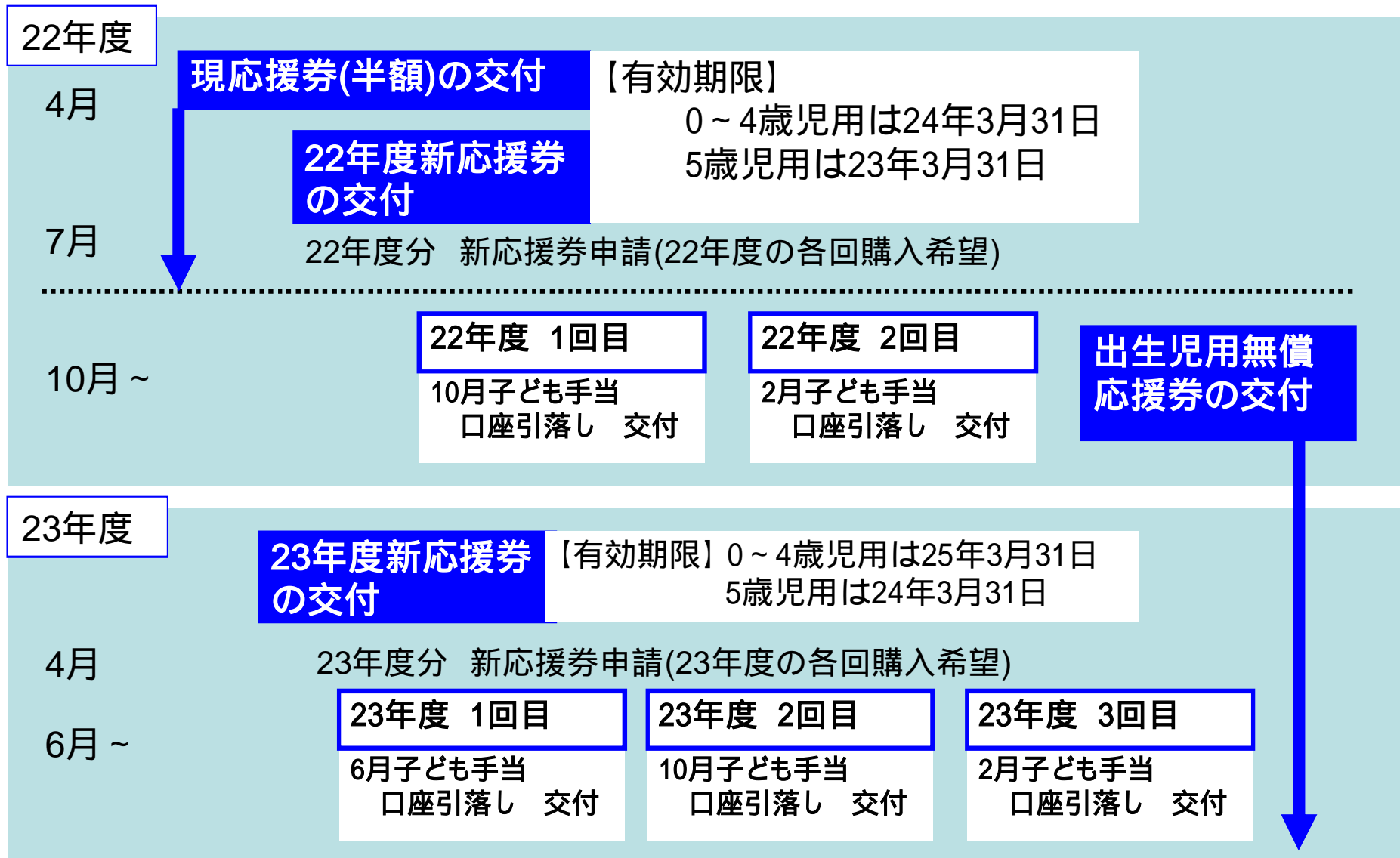
▶▶ 「子ども手当」の22年10月支払分から適用。

現行応援券の22年度分は、22年9月までの分として、  
現行の半額の支給額で交付。

▶▶ 現行応援券の22年度分の交付

0～2歳児	3万円(有効期限24年3月)
3・4歳児	1万5千円(有効期限24年3月)
5歳児	1万5千円(有効期限23年3月)

## (6) 新応援券事業の交付イメージ



手当からの口座引落しができなかった回は、納付書での対応を検討。各回とも、一定期日まで新規・変更の希望を受付。

## (7) 今後のスケジュール(予定)

22年	2月	22年度 予算案区議会提出
	4月	「子ども手当」の導入 現行応援券の22年度分交付
	10月	新応援券事業の実施